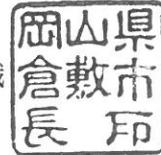


産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県岡山市北区大内田1310番地
名称 マテリアルバンク株式会社
代表取締役 矢吹 啓

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊東 香 織



許可の年月日 令和 5年 1月 4日

許可の有効年月日 令和 9年12月23日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理（固定式破碎、移動式破碎、選別、切断）
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
- 固定式破碎：廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）、がれき類（廃瓦に限る。）
- 移動式破碎：ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類
- 選別：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類
- 切断：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

2. 事業の用に供する全ての施設

(1) 破碎施設（固定式）

設置場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4

設置年月日：平成 25 年 8 月 27 日

処理能力：廃プラスチック類 1.178 t / 日（8 時間）

木くず 4.06 t / 日（8 時間）

ゴムくず 1.751 t / 日（8 時間）

(2) 破碎施設（固定式兼移動式）

設置場所及び保管場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4

設置年月日：令和 2 年 8 月 7 日

処理能力：ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず
2.592 t／日（8時間）
がれき類 4.872 t／日（8時間）

(3) 破碎施設（固定式）

設置場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4
設置年月日：平成 25 年 8 月 27 日
処理能力：木くず 80.0 t／日（8時間）
許可年月日：平成 24 年 1 月 18 日
許可番号：第（8 の 2）-K37 号

(4) 破碎施設（固定式）

設置場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4
設置年月日：平成 25 年 8 月 27 日
処理能力：廃プラスチック類 12.1 t／日（8時間）
繊維くず 12.2 t／日（8時間）
許可年月日：平成 24 年 1 月 18 日
許可番号：第（7）-K14 号

(5) 選別施設（固定式）

設置場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4
設置年月日：平成 25 年 8 月 27 日
処理能力：廃プラスチック類 161.9t／日（8時間）
紙くず 121.4t／日（8時間）
木くず 161.9t／日（8時間）
繊維くず 97.0t／日（8時間）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず
809.6t／日（8時間）
金属くず 914.8t／日（8時間）
がれき類 1,198.2t／日（8時間）

(6) 切断施設

設置場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4
設置年月日：平成 30 年 8 月 20 日
処理能力：廃プラスチック類 41.6t／日（8時間）
紙くず 36.0t／日（8時間）
木くず 168.0t／日（8時間）
繊維くず 14.4t／日（8時間）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず
120.0t／日（8時間）
金属くず 49.6t／日（8時間）
がれき類 134.4t／日（8時間）

(7) 切断施設

設置場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4
設置年月日：平成 30 年 8 月 20 日
処理能力：廃プラスチック類 93.6t／日（8時間）
紙くず 80.0t／日（8時間）
木くず 132.0t／日（8時間）
繊維くず 32.0t／日（8時間）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず

	91.2t/日 (8時間)
金属くず	33.6t/日 (8時間)
がれき類	117.6t/日 (8時間)

3. 許可の条件

(1) 処理施設の設置場所及び用地面積

設置場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4

用地面積：9,769.87 m²

(2) 移動式処理施設で中間処理を行う場所は、当該産業廃棄物の排出事業場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年12月24日	新規許可
平成15年3月10日	変更許可 (中間処理の追加：固定式破碎)
平成17年1月14日	変更許可 (中間処理の追加：選別)
平成18年5月15日	変更届に伴う許可証の書換え (破碎施設の入れ替え)
平成19年11月27日	変更届に伴う許可証の書換え (事業の用に供する施設の変更)
平成20年2月29日	変更届に伴う許可証の書換え (事業の用に供する施設の変更)
平成25年10月4日	変更許可 (処理施設設置場所変更、用地面積変更、取り扱う産業廃棄物の種類の変更)
平成30年2月23日	変更届に伴う許可証の書換え (処理施設設置場所の地番数の変更)
平成30年12月26日	変更許可 (中間処理の追加：切断)
令和2年8月11日	変更届に伴う許可証の書換え (破碎施設の入れ替え)
令和4年1月14日	変更届に伴う許可証の書換え (代表者の変更)
令和5年1月4日	更新許可 (許可の有効年月日：令和9年12月23日)

5. 規則第10条の4第7項による許可証の提出の有無 無

